平成２１年（フ）第３９９５号
北海道北広島市朝日町３丁目５番地５
債務者　世永　由紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４００７号
札幌市中央区南６条西21丁目４番17号　シェーンブルン南円山103号
債務者　白崎　豊
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１７号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目５番３号　カスティーロ月寒東102号
債務者　佐藤　留美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３１号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目10番２―206号
債務者　高井　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５９号
札幌市東区北22条東１丁目２番20号　北22条ハイツ７号
債務者　藤井　晃洋
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８０号
札幌市北区北26条西５丁目２番12―108号
債務者　川勝　学
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８６号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番21号　日進ビル３―Ｃ号
債務者　川村　キミ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８７号
北海道北広島市新富町西１丁目４番地７　レオパレストリノ107号
債務者　見目　威
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１２号
札幌市西区西町南10丁目５番11号　ファンシー西町401号
債務者　川名　佳子（旧姓二宮）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４７号
札幌市東区北46条東14丁目３番25号　パナハイツプチ101号
債務者　千葉　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６９号
青森市奥野１丁目13番４号　みのる荘３号
債務者　葛西　信敏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
青森市奥野１丁目13番４号　みのる荘３号
債務者　葛西　幸一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
長野県松本市筑摩２丁目34番13号
債務者　葛坂　良行
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５７９号
青森市堤町２丁目５番15号
債務者　福士　聡彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
青森県平川市金屋中早稲田144番地３
債務者　松田　文男
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３６６号
青森市浪岡大字本郷字柳田42番地の１、住民票上の住所青森県黒石市大字上十川字北原二番15番地２
債務者　今　金雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第６７４７号
大阪市東住吉区湯里２丁目19番18号　小川ハイツ102号
債務者　仲　紀代美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部